

1. 放課後児童健全育成事業（学童保育）とは？

市内の小学校に就学中の児童を対象に、保護者が就労等により下校後に保護者に代わる者がいない子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

通称「学童保育」といいます。

2. 対象児童

次の要件のいずれにも該当する児童

- ① 市内の小学校に就学する 1 年生～3 年生の児童
- ② 保護者が就労等により、授業終了後家庭で保護を受けられない児童

※1 年生～3 年生の受入数決定後、登録定員に余裕がある場合には高学年の児童も受け入れます。

受け入れが決定次第、市広報紙およびホームページ等でお知らせします。

※障害・発達・発育に心配がある場合、面談などを実施して状況を確認させていただくことがあります。集団生活に支障があると判断した場合には、利用できない場合があります。

学童保育が集団生活の場であることや療育機関でないことを踏まえ、保護者の皆様にはご理解とご協力をお願いします。

3. 学童保育室一覧

学童保育室名	実施場所	住 所	電話番号	登録定員
白里学童保育室	白里小学校	南今泉 3349 番地	77-2209	52
増穂学童保育室	増穂小学校	北飯塚 281 番地	72-1184	36
季美の森学童保育室	季美の森小学校	季美の森南 1 丁目 28 番地	72-5995	64
瑞穂学童保育室	瑞穂小学校	永田 1055 番地	73-3081	80
大網東学童保育室	大網東小学校	富田 32 番地 2	72-8446	48
増穂北学童保育室	増穂北小学校	上貝塚 317 番地	71-0501	18



4. 利用期間等について

- (1) 利用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
※毎年申込みが必要となります。

(2) 利用日・利用時間

区 分	保育時間
授 業 日	授業終了後から午後7時
土 曜 日	午前8時から午後7時
学校行事などの振替休業日	午前8時から午後7時
長期休業期間（春・夏・冬休み）	午前8時から午後7時

※短縮日課等により児童の下校時刻が早まる場合には、下校時刻に合わせて、保育開始時間を早めます。

※土曜日については、大網東学童保育室を開室します。土曜日の利用は大網東学童室を利用させていただきます。

(3) 休業日

- ① 日曜日、及び祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）
- ② 年末年始（12月29日から1月3日）

(4) 利用日等の変更及び中止について

台風・地震等の災害、インフルエンザ等による学校・学級閉鎖、学校施設点検日、その他の理由により、利用日や保育時間の変更、または中止をすることがあります。

※入所決定後、緊急時等の連絡手段として、携帯電話メール機能を利用した「メール配信システム（通称ラインネット）」の登録をお願いします。

(5) 送迎等について

児童の送迎は、保育時間内に保護者の責任においてお願いします。お迎えは、午後7時までに必ずお願いします。

土曜日や長期休業中は、開室前に児童だけで待つのは大変危険です。事故等がありましても責任は負えませんので、登室は午前8時以降にお願いします。

なお、やむを得ず、土曜日や長期休業中に児童のみで徒歩登室する場合は、「学童保育室登室経路連絡票」及び「徒歩登室予定日連絡票」を学童保育室へ提出の上、安全に十分留意して登室するようにしてください。

※学童保育中に児童単独で学習塾や習い事などに通うことはできません。

※一度、学童保育室に登室した場合は、必ず保護者等のお迎えをお願いします。

5. 利用料等について

(1) 利用料 (参考) 令和4年度利用料(1人:月額) 8,000円

- ① 同一世帯で2人以上の児童が利用する場合 ⇒ 2人目以降は半額
- ② 次の場合は、「放課後児童健全育成事業利用料減免申請書」を提出することにより、利用料の減免を受けることができます。
なお、令和4年1月1日以降に大網白里市に転入された世帯、または市内に住所のない世帯の場合は、非課税証明書の添付が必要となります。
 - ア 市町村民税非課税世帯 ⇒ 半額
 - イ 保護者が生活保護を受給している場合 ⇒ 無料
- ③ 月の利用日数が10日未満の場合 ⇒ 半額
- ④ 月の初日から末日までの間、事前に休止の届出をしている場合 ⇒ 無料

利用料の納入方法

利用料の納入は、口座振替をご利用ください。振替日は、翌月の末日となります。(例) 4月分は5月31日 5月分は6月30日
ただし、末日が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

(2) おやつ代(1人:月額) 1,500円

- ※おやつ代の日割りは行いません。月の一部のみの利用の場合でも、1か月分のおやつ代を徴収させていただきます。
- ※土曜日は学童保育室からのおやつ提供はありませんので、ご家庭からお持ちください。
- ※長期休暇期間(8月)はおやつが持参となります。

徴収方法

利用料とは別に、学童保育指導員が集金袋にて集金しますので、締切日までに直接指導員に渡してください。(児童に持たせることの無いようにお願いします。)

※特別な行事の際は、その都度実費負担となる場合があります。

(3) 傷害保険料 (参考) 令和4年度保険料(1人:年額) 1,660円

年度途中から利用の場合(月額138円) × (利用月数)

※保険料は変更になる可能性があります。

※年度途中で利用中止した場合でも、返金はできませんのでご了承ください。

保険料の納入方法

子育て支援課が発行する納入通知書により、市内の金融機関(ゆうちょ銀行は除く)等で納入をお願いします。

6. 利用申込みについて

(1) 受付場所 市役所子育て支援課・白里出張所・各学童保育室

(2) 受付期間 令和4年11月7日(月)～令和4年11月30日(水)

※先着順ではありません。

※土日・祝日・年末年始は除きます。

※11月26日(土)、11月27日(日)は、子育て支援課窓口において午前9時～正午まで休日受付を行います。

※受付期間終了後、定員に余裕がある場合は、高学年の申込を受付します。決定次第、市広報紙およびホームページ等でお知らせします。

・年度途中からの利用について

随時受け付けています。ただし、定員に達している場合には、待機していただくこととなります。(申込みは、原則として前月15日までをお願いします。)

(3) 提出書類

全ての書類を揃えてから申込をお願いします。

	提出書類	備考
①	放課後児童健全育成事業 利用申込書	・児童ごとに提出してください。 ・裏面「学童保育利用にあたっての調査票」を必ず記入してください。
②	就労(内定)証明書(※) または 自営業・農業等申告書	・同居して働いている方全員分が必要になります。 ・学童保育申込分はコピーで構いません。 ・兄弟姉妹で申請する場合も、1人1部ずつ提出してください。
③	その他	・保育できないことを証明するもの 就学…在学証明書、時間割表 保護者の疾病・障害…診断書等

②③については、児童と同居している20歳以上の方全員分を添付してください。証明書類は、申込の3カ月以内に発行されたものを提出してください。

※求職中の方は、就労(内定)証明書の右上余白に「求職中」と記入の上、提出し、就労先が決まり次第、速やかに提出してください。なお、入所決定後、3か月以内に就労していないときは保育を解除する場合があります。

※就労状況に変更がありましたら、速やかに就労証明書を提出してください。

(4) 利用の決定について

申込書や提出書類等の内容を審査し、入所の可否について、子育て支援課から通知を送付します。

なお、申込者が多数の場合は、施設定員の関係上ご利用になれない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 利用の取消しについて

次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取消す場合があります。

- ① 利用資格に該当しなくなったとき
- ② 申請書の内容に虚偽の記載があったとき
- ③ 利用料が3か月分以上未納のとき
- ④ 2か月にわたり欠席が続いているとき
- ⑤ 開設時間内に送迎ができないとき
- ⑥ 暴力・暴言・故意の器物破損等の行為があったとき
- ⑦ 集団での行動に支障をきたすとき
- ⑧ 上記の他、不相当と認められたとき

8. その他

- ・保護者の方が家庭にいるときは、家庭での保育をお願いします。
- ・学童保育室の見学を希望される場合は、あらかじめ各学童保育室に連絡をお願いします。
- ・学校給食がない日は、必ずお弁当と水筒を持たせてください。
- ・学童保育を休む場合は、必ず事前に学童保育室に連絡をお願いします。
※学校を休む場合、学童保育にも連絡してください。
- ・感染症（インフルエンザ・ノロウイルス等）にかかった場合は、他の児童への感染防止のため、登室はしないでください。
- ・せき等の風邪の症状がある場合は、利用を控えてください。
- ・年度の途中で利用中止する場合は、「利用中止届」を提出してください。

民間学童保育室の紹介

特定非営利活動法人（NPO 法人）等が主体となっていて行っている民間の学童保育室です。詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
特定非営利活動法人 民間児童館おおきなかぶ	みずほ台2-10-15	53-3473